

豊川市地域計画検討会設置要綱

(設置)

第1条 持続可能な力強い農業構造を実現することを目的に、地域の中心となる経営体の育成・確保、農地の集積など、地域農業のあり方を描いた地域計画の検討及び協議の場の代表として、豊川市地域計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域計画の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会の委員は、別紙1に掲げる者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を防げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 検討会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、豊川市農業委員会事務局長をもって充て、副会長は、豊川市産業環境部農務課課長補佐をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(検討会)

第6条 検討会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、産業環境部農務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別紙 1（第 3 条関係）

所属・役職名
豊川市農業委員会事務局長
ひまわり農業協同組合女性部長
ひまわり農業協同組合営農部営農企画課
東三温室園芸農業協同組合事務長
豊川市農業委員会委員
豊川市農業委員会委員
豊川市農地利用最適化推進委員
農村生活アドバイザー豊川ブロック長
農業者
豊川市産業環境部農務課課長補佐
愛知県東三河農林水産事務所農業改良普及課（オブザーバー）